

地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書

高度情報化、高齢化の進行及び取引形態の複雑多様化等に伴い、新たな消費者問題や高齢者等への悪質商法が後を絶ちません。また、民法改正による成年年齢の引き下げに伴う被害防止のため、各種啓発活動や消費者教育の充実・強化、関係機関との連携、相談体制の充実など、積極的な取り組みが求められます。

これまで国による地方消費者行政活性化交付金・地方消費者行政推進交付金を活用しながら、その充実・強化が図られてきました。しかし、国の平成30年度予算では、地方から国に対して60億円を超える交付金の要求がされましたが、2つの交付金を合わせて24億円という結果となり、地方公共団体の要請に全く応えられない結果となりました。国による交付金措置が後退することにより、地方自治体においては消費生活相談体制の維持等の消費者行政が後退していく懸念があります。

消費者庁には地方支分部局がないこともあり、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政にも支障を来すことが懸念されます。加えて、若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっていますが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていません。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、地方公共団体における消費者相談情報のPI0-NET登録や悪質業者に対する行政処分は、その地域の消費者のみならず、制度改革や法執行・情報提供等、国の消費者行政につながっている点を踏まえ、これらの事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。
2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を

確保するための支援を行うとともに、その資質向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月3日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

宮腰 光寛 様

総務大臣 石田 真敏 様

財務大臣 麻生 太郎 様

文部科学大臣 柴山 昌彦 様